

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる意思決定体制と株主重視の公正な経営システムを構築、維持することを経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けております。

このような考え方のもとに、株主の皆様や、顧客、取引先、地域社会、社員等の各ステークホルダー（利害関係者）との良い関係を築くとともに、現在の株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人など、法令上の機能制度を一層強化・改善しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

さらに、当社は健全な会社経営のため、反社会的勢力及び団体とは決して関わりをもたず、また、不当な要求に対しては毅然とした対応をとります。

株主・投資家の皆様へは、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、今後も一段の経営の透明性を高めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、グロース市場上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社三栄建築設計	3,641,200	59.83
村田直樹	303,800	4.99
内藤征吾	193,300	3.18
小池信三	182,000	2.99
山下博	74,700	1.23
植松知彦	71,300	1.17
真鍋正二	65,800	1.08
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	63,200	1.04
メルディアDC従業員持株会	59,000	0.97
黒田貴信	58,700	0.96

支配株主（親会社を除く）の有無

――

親会社の有無

株式会社三栄建築設計（上場：東京）（コード） 3228

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	6 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主と取引を行う場合は、一般の取引と同様に適切な条件を基本方針とし、双方協議のうえ、合理的に決定いたします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、株式会社三栄建築設計を親会社とするメルディアグループの一員として、同社から戸建分譲事業等のノウハウの提供を受け、緊密な協力関係を保ちながら事業展開をしています。

また、当社と株式会社三栄建築設計は、両社の更なる成長・発展、及び企業価値の向上に資するため、2013年3月26日に両社間に資本業務提携契約を締結し、同社の代表取締役小池信三を当社の代表取締役として受け入れておりました。なお、2022年7月1日より、田中一也氏が代表取締役に就任したことで、提出日現在、当該兼職は解消されております。

前述の通り、当社と株式会社三栄建築設計は緊密な協力関係を保っておりますが、事業及び事業エリアの棲み分けがなされており、当社の自主的な経営が尊重されています。

また、2022年6月期に係る定時株主総会より、経営組織及びコーポレート・ガバナンス強化の観点から、社外取締役を2名選任しております。このような体制を築いていることから、株式会社三栄建築設計からは一定の独立性が確保されていると認識しております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
久堀 文明	他の会社の出身者											
前田 佳彦	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びiのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
久堀 文明	○	----	久堀文明氏は、社外取締役であります。同氏を社外取締役とした理由は、同氏は長年にわたり大阪府警察職員として勤務し、コンプライアンスにおける知見や経験を活かし事業会社の管理部門に所属し、コンプライアンス全般に係る業務に携わったことにより、豊富な専門的見地からの知識と幅広い知見を有しております。よって、その経験を当社の経営に活用することで、当社のコーポレート・ガバナンスをさらに充実したものにすることが期待できると判断し、社外取締役に選任しております。また同氏は、東京証券取引所が定める独立基準にいずれも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
前田 佳彦	○	----	前田佳彦氏は、社外取締役であります。同氏を社外取締役とした理由は、長年にわたり、企業経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。さらに、不動産業界の企業経営の経験も有しております。その経験を活かし、経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンスをさらに充実したものにすることが期待できると判断し、社外取締役に選任しております。また同氏は、東京証券取引所が定める独立基準にいずれも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 監査役と会計監査人の連携状況

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づき、太陽有限責任監査法人によって監査を受けております。

監査役は当該監査法人より、本決算及び四半期決算において、期初に会計監査計画と監査重点項目を、期末監査後に監査結果と次期以降の課題について提示・説明を受け、当該内容について、意見交換を実施しております。

また、期末には建築工事現場の視察及び支店の実査に監査役が同行し、意見交換や講評への立会いを実施しております。

このほか、会計処理全般について、随時、質疑応答や意見交換を実施しております。

2. 監査役と内部監査部門の連携状況

当社の内部監査は、代表取締役社長の命により内部監査室が、期初に監査方針・監査計画を策定し、当該計画に基づき継続的に監査を実施しております。監査の実施後、被監査部門に対して監査結果を説明し、事実の確認を求めたうえで、指摘事項を監査報告書にまとめ、取締役会及び監査役会に報告し、監査役と指摘事項に対する適正性についての意見交換を実施しております。

また、必要に応じて内部監査室が監査役会に出席し、双方が保有している社内情報の共有や意見交換を実施し、相互の監査活動の効率を高めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
東井 茂樹	他の会社の出身者													
小池 裕樹	弁護士													
小西 一成	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
東井 茂樹	○	----	東井茂樹氏は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見に加え、経営者としての豊富な経験を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。 また同氏は、東京証券取引所が定める独立基準にいずれも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
小池 裕樹	○	----	小池裕樹氏は、弁護士として専門的な知識・経験等を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。 また同氏は、東京証券取引所が定める独立基準にいずれも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
小西 一成	○	----	小西一成氏は、公認会計士・税理士として専門的な知識・経験等を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。 また同氏は、東京証券取引所が定める独立基準にいずれも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社の社外取締役と社外監査役は全員、独立役員の資格を充たしており、これらの社外役員を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現時点では、インセンティブ付与に関して必要性がないため。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

1億円以上の報酬を受けている役員がいないため、個別報酬の開示はしていません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1.基本方針

当社は取締役の役割を、当社の経営方針・戦略の策定、業務執行、従業員の業務執行への助言・監督を行うことによって企業価値を高めることとし、当社の取締役の報酬は、求められる役割と責任に見合った報酬水準及び報酬体系とする。個々の取締役の報酬の決定に際しては、株主総会で決議された総枠の範囲内で各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

2.基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、当社の業績、世間水準及び従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3.業績連動報酬に関する方針

取締役の個人別の報酬を、固定報酬としての基本報酬のみとしているため、決定方針等は定めないものとする。

4.非金銭報酬等に関する方針

取締役の個人別の報酬を、固定報酬としての基本報酬は金銭報酬のみとしているため、決定方針等は定めないものとする。

5.報酬等の割合に関する方針

取締役の個人別の報酬を、固定報酬としての基本報酬のみとしているため、報酬割合については定めないものとする。

6.取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。

7.取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度における当社の取締役の報酬の額は、取締役会により一任された前代表取締役社長小池信三が決定しております。代表取締役社長に委任した理由は当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当領域や職責の評価を、総合的・客観的に判断し、各取締役の報酬額を決定できると判断したためです。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

取締役会事務局として経営管理本部が取締役会の補佐業務を担い、同会の年間スケジュールの作成、議案や資料のとりまとめ及び事前配布を行うなど、社外取締役及び社外監査役の業務執行が機動的に行われるようにサポート体制を敷いております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社におけるコーポレート・ガバナンスの体制は、提出日現在において取締役6名(うち社外取締役2名)により取締役会を、監査役3名(全員が社外監査役)により監査役会を構成しております。

取締役会は、毎月1回開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項の意思決定並びに取締役の業務執行状況の管理監督を行い、業務の運営については、中長期経営計画・各年度予算を策定し、取締役の担当職責を明確にして、具体的な目標設定・対策・立案のもと業務遂行しております。また、組織規程・業務分掌規程・職務権限規程により効率的な業務遂行を行っており、定例取締役会のほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、迅速かつ柔軟に経営判断ができる体制となっております。なお、2023年6月期の定例取締役会の開催回数は12回です。

当社は経営組織及びコーポレート・ガバナンス強化の観点から、独立性の高い社外取締役2名を選任しております。なお、当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。また、経営の意思決定の強化及び業務執行の迅速化を図り、企業価値の向上を図ることを目的として、2019年8月1日より執行役員制度を導入しており、執行役員(取締役兼務を含む)の総数は6名であります。

監査役会は、毎月1回開催し、各監査役は、監査方針・監査計画に従い、毎月の定例及び臨時取締役会その他重要会議に出席するほか、会計監査人・内部監査室からの報告や各取締役との意見交換会への参加により、関係部署との連携強化を図り、取締役の業務執行の適法性、効率性について監査しており、定例監査役会のほか、必要に応じて機動的に臨時監査役会を開催し、迅速かつ柔軟に経営を監視監督が出来る体制となっております。なお、2023年6月期の定例監査役会の開催回数は12回です。

監査役については、3名全員が社外監査役であり、客観的、中立的な立場から経営を監視監督する体制が構築されております。

監査役の機能強化に関する取組状況については、当報告書「II.経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「監査役関係」の項に記載しております。

当社は内部監査室を設置しており、内部監査室は、監査方針・監査計画に基づき、監査役及び会計監査人と連携しながら継続的に監査を実施し、監視機能の強化と内部統制の向上を図っております。

そのほかに、内部統制委員会、コンプライアンス委員会を設置しております。

また、当社は社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、同法第425条第1項の各号に定める金額の合計額を上限とする旨の契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であり、社外監査役3名による客観的・中立的な監視のもと、経営の監視機能の面において十分に機能する体制を整備しております。

また、社外取締役を2名選任し、取締役の職務執行に対する監督機能の強化と経営の透明性を向上させ、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図っております。

また、監査役会に社外取締役が出席し、双方の連携を図ることで、経営への監督機能をさらに強化しています。

このような体制を築いていることから、経営の監視機能を果たし、経営の透明性を図れる体制が整っていると判断しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	・株主総会の会場を交通アクセスの良い会場に設定し、多数の株主が株主総会に出席できるように、利便性の向上を図っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	掲載内容 ・決算説明資料 ・有価証券報告書、四半期報告書 ・決算短信 ・事業計画及び成長可能性に関する事項 ・株主総会関連資料 ・株式情報 ・その他重要な会社情報	
IRに関する部署(担当者)の設置	取締役執行役員経営管理本部長 榊原拓也	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	個人情報や機密情報などの管理をするため、個人情報保護規程、特定個人情報取扱規程、情報管理規程、内部通報規程を策定し、お客様をはじめとするさまざまなステークホルダーの個人情報保護を徹底しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主、投資家、行政、従業員、取引先、地域社会にさまざまな関わりをもっており、企業活動の情報開示を課題とし、ホームページ等にて適時、継続的、公平に開示しています。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

＜内部統制の体制整備の基本方針等＞

当社の規模は中小会社であり、内部統制システムの構築義務について内部統制基本方針の取締役会決議をする必要がありませんが、2015年7月開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針を改定しており、体制の維持・改善を図っております。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 経営の基本方針である経営理念を深く浸透させ、法令等を遵守する体制の構築を、経営の最重要課題の一つとして位置づける。
- (2) コンプライアンスに関する行動規範・倫理規範を遵守し、取締役及び使用人が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえて業務遂行にあたるよう、
全体会議等を通じ、研修・指導を図る。
- (3) コンプライアンス等に関する情報については、社内通報制度である内部通報規程を有効に活用することにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス
経営の強化に努める。
- (4) 当社は反社会的な勢力や団体に対して毅然とした態度・行動を臨み、一切の関係を持たず、なんらの利益供与も行わない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 職務の遂行に係る文書の保存及び管理については、法令及び文書管理規程等の社内規程に従い、適切に行う。
- (2) 情報の保存及び管理については、情報管理規程・インサイダー取引防止規程・個人情報保護規程等の社内規程に基づき、適切に行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業活動に係る様々なリスクの管理と顕在化を未然に防止するため、リスク管理規程に基づき総合的にリスク管理に対応する。
- (2) 問題点・課題等については、適宜取締役会・全体会議等にて審議・検討を行い、リスクマネジメントに反映させる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務権限及び責任を明確にするとともに、取締役会規程に基づき定例の取締役会を毎月一回開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項の決定を行うとともに取締役の業務執行状況の管理監督を行う。
- (2) 業務運営については、中長期経営計画、各年度予算を策定して、取締役の職責をより明確にし、具体的な目標設定・対策・立案のもと業務遂行を図る。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会・監査役会設置会社として、自立性・自発性・独立性を発揮する。
- (2) 当社の管理部門については、グループ会社と連携を深めつつ、業務遂行にあたる。
- (3) 内部統制については、グループ会社と連携を深めグループ全体のコンプライアンスの実効性を高める。
- (4) 監査役は、定期的に親会社の監査役・監査役会との情報交換を図り、グループ全体の監査の実効性を高める。
- (5) 当グループは、グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ各社で諸規程を定めるとともに、当社は、子会社の管理に関する基本方針及び管理内容を
定めた関係会社管理規程に基づき、子会社の業務の適正化及び円滑化ならびに経営効率の向上を図る。

6. 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性並びに監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、合理的な範囲で配置する。
- (2) 監査役補助者の任命・異動・人事評価及び懲戒処分については、監査役の事前同意を要し、取締役会からの独立性を確保するものとする。
- (3) 監査役を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従い、指示を実行するものとする。

7. 取締役および使用人等が監査役に報告するための体制および監査役からの指示の実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社および子会社の取締役および使用人等は、当社および子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項及び重要な社内情報等を速やかに監査役に報告する。
- (2) 当社および子会社は、監査役への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- (3) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要会議に出席するとともに、稟議書等業務執行に係る重要な文書等を閲覧し、いつでも取締役および使用人から説明を求めることができる。
- (4) 監査役は、監査役会規程に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査部門とも緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成に努めるものとする。

8. 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性並びに監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

＜反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方等＞
当社は、反社会的勢力対応規程などにおいて、市民社会の秩序に脅威を与える団体や個人に対しては、毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を遮断することを表明しております。
反社会的勢力の排除に向けた取組の一環として、京都地区企業防衛対策協議会、大阪府暴力追放推進センター、淀川ブロック企業防衛対策協議会の外部団体に加盟し、継続的に反社会的勢力に関する情報収集を行っています。
また、経営管理本部を反社会的勢力への対応統括部門として、不当要求防止責任者を設置するとともに、法律専門家の相談窓口を設置し、反社会的勢力排除に向けて組織的に対応できる体制を整備しています。

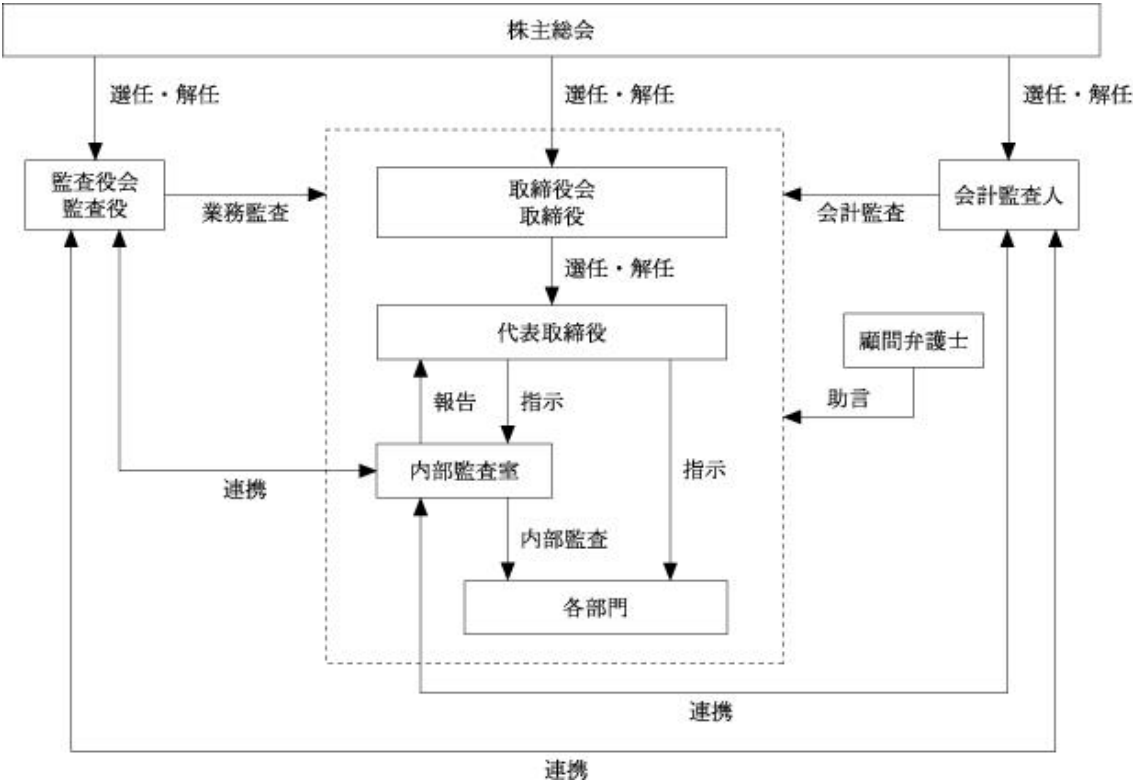
Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【適時開示体制の概要】

